

瀬戸市訓令第2号

本 庁
公 所

瀬戸市庁議に関する規程（昭和52年瀬戸市訓令第5号）の一部を次のように改正する。

平成29年3月31日

瀬戸市長 伊藤保徳

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(政策会議)</p> <p>第3条 政策会議は、<u>市長の行う政策決定に資する意見交換及び協議並びに全庁的な重要政策に関する課題共有及び進捗管理を行う機関であり、各庁議の最高機関とする。</u></p> <p>2 政策会議は、<u>市長を議長とし、次に掲げる者をもって構成する。</u></p> <p>(1)から(11)まで <省略></p> <p>3 <省略></p> <p>4 <u>政策会議において必要があるときは、付議された事項に関する職員を出席させることができる。</u></p> <p>(調整会議)</p> <p>第4条 調整会議は、<u>政策会議その他の庁議に関連して必要な調整を行う機関とする。</u></p> <p>2 調整会議は、<u>経営戦略部長を議長とし、次に掲げる者をもって構成する。</u></p> <p>(1)から(3)まで <省略></p> <p>3 <省略></p>	<p>(政策会議)</p> <p>第3条 政策会議は、<u>市政の基本方針を形成する最高機関とする。</u></p> <p>2 政策会議は、<u>市長が主宰し、次に掲げる者をもって構成する。</u></p> <p>(1)から(11)まで <省略></p> <p>3 <省略></p> <p>(調整会議)</p> <p>第4条 調整会議は、<u>政策会議から命を受けた事項を協議する機関とする。</u></p> <p>2 調整会議は、<u>経営戦略部長が主宰し、次に掲げる者をもって構成する。</u></p> <p>(1)から(3)まで <省略></p> <p>3 <省略></p>

<p>(部長会議)</p> <p>第5条 部長会議は、<u>政策的見地からの情報共有を行う</u>機関とする。</p> <p>2 部長会議は、<u>副市長を議長とし、市長及び第3条第2項各号(第1号を除く。)</u>に掲げる者並びに部長に相当する職にある者をもって構成する。</p> <p>3 <省略></p>	<p>(部長会議)</p> <p>第5条 部長会議は、<u>市政運営上の重要な情報交換及び連絡調整をする</u>機関とする。</p> <p>2 部長会議は、<u>市長が主宰し、第3条第2項各号に掲げる者及び部長に相当する職にある者</u>をもって構成する。</p> <p>3 <省略></p>
<p>(幹部会議)</p> <p>第6条 <省略></p> <p>2 幹部会議は、<u>市長を議長とし、次に掲げる者</u>をもって構成する。</p> <p>(1) 前条第2項に掲げる者</p> <p>(2) <省略></p> <p>3 <省略></p>	<p>(幹部会議)</p> <p>第6条 <省略></p> <p>2 幹部会議は、<u>市長が主宰し、次に掲げる者</u>をもって構成する。</p> <p>(1) 前条第2項各号に掲げる者</p> <p>(2) <省略></p> <p>3 <省略></p>

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。